

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスに対する基本方針として、株主だけでなく顧客・取引先・地域社会・地球環境に対して、好ましい存在であり、顧客や社会の支持を受け継続的な活動を行うことにより経営と監督の質を高めていくことを基本方針としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
澤登 一郎	5,758,400	15.06
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	3,071,434	8.03
有限会社登龍	1,209,600	3.16
澤登 辰郎	1,055,200	2.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	932,100	2.44
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT	878,700	2.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	837,500	2.19
露口 誠	800,000	2.09
株式会社安立	748,000	1.96
澤登 春江	623,600	1.63

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任していない
指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役と会計監査人の連携状況

監査役は、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受け、意見交換を行うことで会計監査人との連携を図っております。

2. 会計監査人についての補足説明

- (1) 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人
 (2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬額 26,000千円
 上記以外の業務に基づく報酬はありません。

3. 監査役と内部監査部門との連携状況

監査役は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合していることを監査し、内部監査部門は、使用人の職務執行が法令及び定款に適合していることを監査しております。

監査役は、また、内部監査部門からは、適宜内部監査の報告を受け、相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
奥石 國安	税理士													
城見 浩一	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥石 國安	○	——	税理士として財務会計に関して相当程度の知見を有しているほか、経営コンサルティング会社に勤めていた経歴を有しているため。 独立役員として指定した理由：一般株主と利益相反の生じるおそれがあるものとして掲げられている要件に該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しているため。 なお、当社は、奥石國安氏が所長を務める奥石國安税理士事務所との間で税務顧問契約を締結しておりますが、当該顧問契約は当社の監査役として選任された定時株主総会の前日（平成15年11月20日）に解除しております。当社は、上記契約の報酬が年額160万円と軽微であったことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるものとして掲げられている要件には該当しないと判断しております。
城見 浩一	○	——	公認会計士及び税理士として専門的な知識を有しているほか、他の会社の社外監査役としての経験を有しているため。 独立役員として指定した理由：一般株主と利益相反の生じるおそれがあるものとして掲げられている要件に該当しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しているため。 なお、当社は、城見浩一氏が所長を務める城見税務会計事務所との間で顧問契約を締結しておりますが、当該顧問契約は当社の監査役として選任された定時株主総会の前日（平成23年11月24日）に解除しております。当社は上記契約の報酬が年額120万円と軽微であったことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがあるものとして掲げられている要件には該当しないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度導入も含み、インセンティブ付与に関する施策を検討中であります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、取締役の報酬について、有価証券報告書及び事業報告において、全取締役の総額を下記の通り開示しております。

取締役を支払った報酬（平成26年8月期） 5名 総額95,710千円

- ※1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額（賞与を含む）40,558千円は含まれておりません。
- ※2. 取締役の報酬限度額は、平成6年11月28日開催の第45期定時株主総会決議において年額110,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
- なお、上記報酬限度額は、平成26年11月27日開催の第65期定時株主総会決議において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と改定されました。
- ※3. 上記支給額には、役員退職慰労引当金の繰入額9,150千円を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬は株主総会で決定された限度額の範囲内でその具体的金額を決定しております。

取締役の報酬につきましては、その職務に応じて算定し、取締役会で決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会ならびに監査役会開催の都度、原則として事前に関係資料を配布するほか、適時社内通知等の配布をするなど情報共有を図っております。また、各取締役は、取締役会等において、監査に必要な十分な情報の提供、および報告する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）業務執行、監査・監督に係る事項

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会は代表取締役1名、常務取締役1名、取締役4名、常勤監査役1名、社外監査役2名の計9名で構成し、毎月定期的に開催しております。また、当社は、本部長により4本部（管理本部・企画本部・営業本部・業務本部）を管理しており、取締役、各本部長及び常勤監査役が出席する経営会議を毎週開催しております。当社では、これらの会議を通じて、取締役の職務の執行を監視するとともに経営判断の早期化に努めております。

当社では、管理本部が主体となり、外部の専門家（弁護士・税理士等）と顧問契約を締結し、必要に応じて指導助言を受けつつ、法令の遵守はもちろんのこと、関連の社内規程等を整備し、それに基づき各部門が業務を遂行しております。また、社員教育を通じて遵法精神の高揚を図るとともに、リスクの低減、未然防止及び危機発生時対応の徹底を図っております。

内部監査におきましては、監査担当部門（1名）が、監査役及び会計監査人と情報交換を行い、連携をとりながら、支店往査等を通じた業務監査を実施しております。監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、当社及び子会社の業務や財産の状況の調査等を実施するとともに、会計監査人や監査担当部門から適宜報告を受け、各監査役間で意見交換を行っております。会計監査におきましては、会計監査業務を新日本有限責任監査法人に委嘱しており、会社法監査と金融商品取引法監査について監査契約を締結し、期中・期末監査のほか、会計に関する課題について随時アドバイスを受けております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員： 田光完治、中村裕輔
- ・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 6名、その他 4名

（2）指名に係る事項

取締役の指名は、取締役会において、会社への貢献度、人格、能力等を考慮し、監査役会の意見などを踏まえ、実施いたしております。

（3）社外取締役及び社外監査役

- （a）社外取締役及び社外監査役の員数、当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

イ. 社外監査役

当社の社外監査役は2名であります。社外監査役2名と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

監査役興石國安氏は、興石國安税理士事務所の所長であります。興石國安税理士事務所と当社との間には特別の利害関係はありません。

監査役城見浩一氏は、城見税務会計事務所の所長であります。また、小津産業株式会社、株式会社スーパーアルプス及びアズフィット株式会社の社外監査役であります。城見税務会計事務所、小津産業株式会社、株式会社スーパーアルプス及びアズフィット株式会社と当社との間にはいずれも特別の利害関係はありません。

ロ. 社外取締役

当社は社外取締役を選任しておりません。当社は、監査役3名のうち2名を社外監査役とすることで外部からの客観的及び中立的な立場から経営を監視する体制をとっており、経営監視機能は十分果たされているものと考えております。

(b)企業統治において果たす機能及び役割、選任状況に関する考え方

当社の社外監査役は、これまでの豊富な経験と幅広い見識を活かし、また、専門的見地から経営を監視し、取締役の職務執行を監督する機能及び役割を担っております。

社外監査役2名は、独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できており、上記の機能及び役割を十二分に果たし、当社の企業統治の有効性に大きく寄与しているものと考え、社外監査役として選任しております。

(c)独立性に関する基準又は方針

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。

(d)社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役は、取締役会に出席し、当社及び子会社の業務や財産の状況の調査等を実施するとともに、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受け、意見交換を行うことで会計監査人との連携を図っております。また、監査担当部門からは、適宜内部監査の報告を受け、相互連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

(1)企業統治の体制の概要

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会は代表取締役1名、常務取締役1名、取締役4名、常勤監査役1名、社外監査役2名の計9名で構成し、毎月定期的に開催しております。また、当社は、本部長により4本部(管理本部・企画本部・営業本部・業務本部)を管理しており、取締役、各本部長及び常勤監査役が出席する経営会議を毎週開催しております。当社では、これらの会議を通じて、取締役の職務の執行を監視するとともに経営判断の早期化に努めております。

(2)企業統治の体制を採用する理由

当社は単一事業であり、現状の事業の内容及び規模、組織の人員構成等から、上記に記載した企業統治の体制が合理性があると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第65期定時株主総会(平成26年11月27日開催)における招集通知の発送日は、11月6日でした。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は8月決算会社であります。
電磁的方法による議決権の行使	第55期(平成16年8月期)に係る定時株主総会より導入いたしております。
その他	1. 株主総会の活性化の取組み (1)報告事項をビジュアル化するなど、分かりやすい説明を実施しております。 (2)第65期定時株主総会終了後に株主懇親会を開催いたしました。 2. その他 第65期定時株主総会における議決権行使結果についての臨時報告書での開示は、平成26年11月28日に実施いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期に1回、アナリスト・機関投資家向けに決算の概要を社長より説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	(1)適時開示資料を当社ホームページで閲覧できるようにしております。 ＜IR情報ホームページアドレス＞ http://www.nagaileben.co.jp/ir-jyohou.html (2)決算説明会、第2四半期決算説明会での説明をホームページに掲載しております。	
その他	(1)来社したアナリスト・機関投資家への説明やアナリスト・機関投資家への訪問を実施しております。 (2)個人投資家向けの会社説明会に積極的に参加しております。 (3)定時株主総会終了後に株主アンケートを実施し、投資家のニーズを把握するよう努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001認証取得(本社)。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）を整備いたします。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範として、企業倫理規程を制定し、コンプライアンス体制に係る規程を整備する。また、その徹底を図るため、総務部が、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に教育等を行う。監査役は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることを監査し、内部監査部門は、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合していることを監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を遮断する。反社会的勢力の不当要求に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危機の管理に関する事項については、それぞれの担当部署にて、安全に対する問題、コンプライアンスに関する問題、その他当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討する。組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催する。また、経営に関する重要事項に関しては、毎週月曜日に開催される経営会議において議論し、取締役会にて執行決定を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

中期経営計画及び年度事業計画を立案し、全社的な目標を設定するものとし、幹部社員及び本社社員全員が出席する全体会議において周知徹底する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社取締役と子会社ナガイ白衣工業株式会社取締役との間の連携を図るため、定期的にグループの役員による会議を開催する。

グループの事業部門に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。本社総務部は子会社ナガイ白衣工業株式会社総務部と連携し、これらを横断的に推進し、管理する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、直属の上司等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人が、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換を設定する。

また、監査役は、会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見交換を行うことで会計監査人との連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力による被害を防止するための基本方針を以下のとおり定めております。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力による不当要求は、人の心に不安感や恐怖感をあたえるものであり、何らかの行動基準を設けないままに担当者や担当部署だけで対応した場合、要求に応じざるを得ない状況に陥ることもあり得るため、企業の倫理規定等に明文の根拠を設け、担当者や担当部署だけに任せず、組織全体として対応する。

反社会的勢力による不当要求に対応する従業員の安全を確保する。

(2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築する。

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行う。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引を絶対に行わない。

反社会的勢力への資金提供は、絶対に行わない。

3. 反社会的勢力の排除に向けた体制

反社会的勢力からの不当要求等を排除するため、当社の総務部を対応統括部署と定めております。

また、当社は警視庁管内特殊暴力防止対策連合会(特防連)及びその下部組織である万世橋地区特殊暴力防止対策協議会(地区特防協)に加盟し、定期的な研修会及び情報交換会等を通じ、常に情報収集に努めるとともに、必要に応じて弁護士・警察署・特防連などに相談できる体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを基本方針としております。

2. 適時開示に係る社内体制

(1)内部情報の管理責任者として、取締役会の決議により、情報開示担当役員を設置し、また各部門長を内部情報管理者と定めております。

(2)情報開示担当役員は、当社及び子会社の重要な決定事実及び発生事実に関する内部情報について、社長その他必要と認めた者と適時開示規則上開示が求められる情報か否かについて検討し、適時開示規則上開示が求められる会社情報に該当すると判断された情報については、これ以降情報開示担当役員の一元管理のもと、漏洩防止の指示を行い、取締役会の決議または代表取締役の承認に基づき速やかに公表いたします。

3. 役職員のインサイダー取引防止策

当社は、「内部者取引防止規程」を制定し、内部情報の管理及び役職員の自社株式等の売買に関する行動規準を定め、同規程を含めた主要規程の説明会の開催、その他研修会等の機会において、その内容の周知徹底を図ることにより役職員のインサイダー取引の未然防止に努めております。

具体例としましては、当社及び子会社の役職員が当社の有価証券の売買その他の取引を行う場合は、事前に「自社株売買届出書」を内部取引総括責任者あてに提出し、承認後取引を行うことを義務づけております。

また、期末及び第2四半期末における株主一覧表により、役職員及び同家族の株主の移動状況のチェックを行っております。